

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第5号

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>（1） 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和28年四日市市条例第5号。<u>以下「勤務時間条例」という。</u>）第12条の規定による介護休暇の承認</p> <p>（2） （略）</p>	<p>（短時間勤務職員の任期を定めた採用）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。</p> <p>（1） 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和28年四日市市条例第5号）第12条の規定による介護休暇の承認</p> <p>（2） （略）</p>
<p><u>（任期付短時間勤務職員の給料月額）</u></p> <p>第9条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任</p>	

期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給与条例第6条の3の規定により決定された職務の級の給料月額に、勤務時間条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定により定められた勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)

第10条 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第41条第2項第2号、第45条第3項及び第63条の3の規定の適用については、給与条例第41条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号。以下「任期付条例」という。）第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、給与条例第45条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第63条の3第2項中「再任用職員」とあるのは「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

(任期付短時間勤務職員の給与の取扱い)

第9条 第4条の規定により任期を定め採用された短時間勤務職員に対する給与条例第41条第2項第2号、第45条第3項及び第63条の3の規定の適用については、給与条例第41条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年四日市市条例第9号。以下「任期付条例」という。）第4条の規定により採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）と、給与条例第45条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と、給与条例第63条の3第2項中「再任用職員」とあるのは「再任用職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

第 1 1 条 (略)

第 1 2 条 (略)

第 1 3 条 (略)

第 1 0 条 (略)

第 1 1 条 (略)

第 1 2 条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(総務部人事課)